

保育料

熊本地震に伴う保育料(利用者負担額)の減免

●問い合わせ 役場子育て支援課 子育て支援係 ☎096(293)5981

被災証明書 の被災区分	減免 の割合	減免期間
全壊	全額	1年間 (平成28年4月 ～平成29年3月)
半壊または 大規模半壊	2分の1	

※保育料(利用者負担額)減免申請書、印かん、被災証明書を添付して子育て支援課まで提出してください。

- 保** 育料などの減免のご案内です。詳しくは問い合わせください。
- ①休園に伴う保育料の減額
 - 公立幼稚園保育料
 - 4月分 全額一律免除 (4月15日～5月6日分)
 - 5月分 通常どおり納付
 - 保育園保育料
 - 決定次第、各保育園を通してご連絡します。
 - ②その他の減免制度

心の相談

ひとりで悩まず相談しよう～こころの健康を守るために～

●問い合わせ 役場健康保険課 健康推進係(子育て・健診センター) ☎096(294)1075

熊 本地震は誰もが経験したことのない大きな災害でした。突然の出来事で、日頃からの備えでも対応できない規模の被害をもたらしました。そして、誰もがいやおうなく、今までに経験したことのない生活を強いられました。

大きな災害によるショックから立ち直るのに必要な時間は人それぞれです。大きなショックを受ければ、回復には多くの時間が必要になります。また、同じ経験をしていても反応が強く出てくる人もいれば、そうではない人もいます。

震災後の生活環境の変化などでイライラしやすくなったり、体調不良が続いていたりする方もいらっしゃるかもしれません。

すべての人が同じように立ち直れるわけではなく、被害を無理に忘れようとしたりすることは逆効果です。

まずは自分自身をねぎらうこと、そして周りの人とお互いの努力をねぎらうことが前向きな力を取り戻す助けとなります。

どうしても気持ちが前に向かない、つらい、悲しい気持ちが続くと続いている、どうしたらよいか分からない、そういった場合は相談機関に相談しましょう。

お気軽にご相談ください。

窓口	電話番号	受付時間など
熊本市健康 熊本市精神保健福祉センター	096(386)1166	平日 午前9時～午後4時
熊本市健康 熊本のいのちの電話	096(353)4343	24時間
熊本市健康 熊本こころの電話	096(285)6688	午前10時～午後10時
熊本市健康 よりそいホットライン	0120(279)338	24時間
震災関連 【総務省】災害専用フリーダイヤル	0120(110)430	午前8時30分～午後5時15分 熊本市着信
	0120(176)110	午前8時30分～午後5時15分 福岡市着信
震災関連 【法テラス】震災 法テラスダイヤル	0120(078)309	平日 午前9時～午後9時 土曜日 午前9時～午後5時
その他の相談	熊本県中央児童相談所	096(381)4451 午前8時30分～午後5時15分
	熊本県八代児童相談所	0965(32)4426 午前8時30分～午後5時15分
	熊本県女性相談センター	096(381)4454 午前8時30分～午後5時15分
	熊本県認知症コールセンター	096(355)1755 水曜日以外の午前9時～午後6時
	熊本県消費生活センター	096(383)0999 平日 午前9時～午後5時

医療保険

医療保険と介護保険の一部負担免除(期間延長)

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

町 国民健康保険・介護保険、県後期高齢者医療制度に加入している人は医療機関などでの窓口負担金が猶予・免除されます。

今回の地震により被災した人のうち、地震が原因で左記要件に該当する人は、医療機関や介護サービス事業所の窓口でその旨を申告することで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料の支払いが一且猶予され、左記要件に該当することが確認され次第、免除されます。

●窓口取扱期限
平成28年9月30日(金)

●要件

- ①住家の全半壊またはこれに準ずる被災をした人。
- ②主たる生計維持者が死亡または重篤または傷病を負った人。
- ③主たる生計維持者が行方不明の場合。
- ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人。
- ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人。

※対象者は次の医療保険に加入していることが必要です。

- ・大津町国民健康保険
- ・介護保険
- ・熊本県後期高齢者医療制度

※この免除を受けるためには、右記の要件に該当する必要があることから医療機関などの窓口で申告した内容について確認が行われる可能性があります。

介護保険

介護保険料および後期高齢者医療保険料減免

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 役場福祉課 介護保険係 ☎096(293)3114 ☎096(293)3510

	保険料減免条件	減免額※	添付書類	持参物
①	居住家屋のり災証明が「全壊」の人	全額	・り災証明書	・被保険者の保険証 ・認印 ・被保険者名義の通帳 ・左記書類
②	居住家屋のり災証明が「半壊」か「大規模半壊」の人	半額		
③	地震により世帯主が死亡、重篤な傷病を負った、または行方不明となった人	全額	・死亡→死亡証明書など ・重篤な傷病→医師の診断書、入院証明書など ・行方不明→被災証明書など	
④	地震による被害を受けたことにより、世帯主の事業収入、不動産収入、山林収入および給与収入が激減した世帯に属している人	一部～全額	・前年分収入が確認できるもの ・1月～申請時までの収入が確認できるもの ・保険金、損害賠償などの補填金額が確認できるもの ・仕事を辞めたことが確認できるもの	

※減免条件に複数該当する場合は減免額が高い区分を優先します。詳しくは、お問い合わせください。

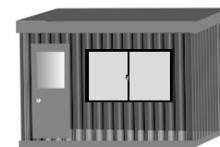
介 護保険被保険者および後期高齢者医療制度被保険者(65歳以上)が属する世帯で、大きな被害を受けた人に対して、被害の程度により介護保険料および後期高齢者医療保険料を減免します。

また、保険料が特別徴収(年金天引き)されている場合、来年度の保険料について、最初の約半年間は納付書でのお支払いになります。納付書払いではなく口座振替をご希望の方は、通帳と通帳の届出印もご持参ください。

住宅

ユニットハウスなどをリースなどにより設置する場合の取扱い

●問い合わせ 役場住民課 住宅係 ☎096(293)3112



住 家が全壊、大規模半壊または半壊で、居住スペースの確保するためにユニットハウスなどをリースされる場合に災害救助法の対象になることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

●対象となる人

- ・平成28年熊本地震の4月14日時点で、町内在住の人。
- ・住家のり災証明書の被災区分が全壊または大規模半壊により、居住する住宅がない人(半壊の場合も条件によっては対象になります)。
- ・自らの資力では住居が確保できない人。
- ・「応急修理制度を利用していない人。
- ・「みなし応急仮設住宅」を利用していない人。
- ・住家と同じ敷地内であること。
- ・自宅の損壊により居住できないが、生業上の理由により自宅を離れることができないこと。
- ・一時的な居住スペースを確保するものとして、居室のみの提供となります。

※トイレ、お風呂場・炊事場などのその他の設備は対象となりません。